

下水道事業受益者負担金徴収猶予基準

(第3負担区)

対 象	猶 予 期 間	猶予の額
1 生活困窮のためただちに負担金を納付することが困難であると認められる受益者	管理者の認定する期間	全 額
2 市民税、固定資産税の減免を受けている受益者	当該減免理由の存続期間	
3 係争地に係る受益者	受益者決定までの期間	
4 田・畑・山林・池沼それに準ずる土地に係る受益者	宅地になるまで	80%
5 災害等により負担金を納付することが困難であると認められる受益者	管理者の認定する期間	全 額
6 管理者がその状況により特に徴収猶予が必要と認められる受益者		管理者が認める額

(第6負担区)

対 象	猶 予 期 間	猶予の額
1 生活困窮のためただちに負担金を納付することが困難であると認められる受益者	管理者の認定する期間	全 額
2 市民税、固定資産税の減免を受けている受益者	当該減免理由の存続期間	
3 係争地に係る受益者	受益者決定までの期間	
4 田・畑・山林・池沼それに準ずる土地に係る受益者	宅地になるまで	全 額
5 災害等により負担金を納付することが困難であると認められる受益者	管理者の認定する期間	
6 管理者がその状況により特に徴収猶予が必要と認められる受益者		管理者が認める額